

愛媛県松前町危機管理係公式フェイスブックに関する運用規程

(目的)

第1条 この規程は、facebook（以下「フェイスブック」という。）が持つ拡散性、即時性及び滞留性にかんがみ、町が設置するフェイスブックの愛媛県松前町危機管理係公式フェイスブックページ(以下「公式フェイスブックページ」という。)を利用することで、防災等に関する様々な情報を、積極的かつ迅速に発信することを目的とする。

(適用)

第2条 この規程は、フェイスブックの利用規約等に基づき、公式フェイスブックページを利用して情報発信する際に適用する。

(アカウント管理等)

第3条 公式フェイスブックページの運営主体は町とし、防災担当係に公式フェイスブックページ担当者を置き、管理を行う。

2 次の各号に掲げる事項については、当該各号に定めるところにより管理を行う。

- (1) アカウント名 愛媛県松前町危機管理係
- (2) アカウントURL <https://www.facebook.com/masakibousai>
- (3) 公式フェイスブックページの発信内容 次に掲げる情報とする。
 - ア 避難勧告等に関する情報
 - イ 避難所等に関する情報
 - ウ 防災及び国民保護に関する情報
 - エ 危機管理に関する情報
 - オ 防災等の普及啓発に関する情報
 - カ その他担当課長が適当と認める情報
- (4) アカウント管理責任者 防災担当課長
- (5) お気に入りのページ登録 原則として、他のフェイスブックページは登録しない。ただし、町、公的機関その他業務上関係の深いと認められるフェイスブックページについては、この限りでない。
- (6) 公式フェイスブックページ以外のページ・アカウントへのコメント及び返信コメント 公式フェイスブック以外のフェイスブックページへのコメントは行わない。ただし、公的機関その他業務上関係の深いと認められるページ又はアカウントへのコメントは、この限りでない。
- (7) 公式フェイスブックページに対するコメント及びフェイスブックメッセージ 原則として返信しない。
- (8) 町以外のフェイスブックページのシェア及び「いいね!」、「フォロー」機能使用 町以外のフェイスブックページには、原則としてシェア及び「いいね!」、「フォロー」機能を使用しない。ただし、公的機関その他業務上関係の深いと認められるページ又はアカウントへのシェア及び「いいね!」、「フォロー」機能の使用は、この限りでない。
- (9) 運用時間 原則として、執務時間内（8時30分から17時15分まで。ただし、松前町

の休日を定める条例（平成3年条例第22号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）に発信する。ただし、災害発生の恐れがあるとき又は災害が発生したときは、この限りでない。

（情報発信）

第4条 公式フェイスブックページの情報発信は、原則としてアカウント管理責任者の承認を必要とする。ただし、次に掲げるものはフェイスブックの特性や情報発信の即時性を考慮し、公式フェイスブックページ担当者の判断により、発信できるものとする

- （1） 既に一般に周知されている事項について再度、正しい情報として発信する場合
- （2） 避難勧告等、緊急を要する情報
- （3） 法令等で定められている内容の情報を発信する場合

（ホームページへの表示）

第5条 公式フェイスブックページは、町の公式ホームページ上にリンクを掲載することで、なりすましでないことを証明するものとする。

2 この規程は、町の公式ホームページ上に掲載するものとする。

（トラブルへの対応等）

第6条 発信した情報に誤りがあった場合には、訂正・謝罪の投稿をするなど、誠実かつ速やかな対応を行う。

2 公式アカウントになりすましの事例を発見した場合は、ホームページ等において情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

（不適切なコメントの取り扱い）

第7条 公式フェイスブックページに寄せられたコメントのうち、法令や公序良俗に反すると思われるもの、発信した情報と関連がないもの等公式フェイスブックページ担当者が不適切と判断したコメントについては、コメント投稿者の許可を得ることなく投稿の削除又は非表示の措置をとることとする。

（遵守事項）

第8条 町は、法令及びこの運用規程を遵守するものとする。

（アカウントの削除）

第9条 公式フェイスブックページで情報を提供することが困難になった場合は、その旨を町公式ホームページ上に掲載し、アカウントを速やかに削除する。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則
（施行期日）

1 この規程は、平成27年10月1日から施行する。

(有効期限)

2 この規程は、第9条の規定による削除を行った日限り、その効力を失う。